

## 大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第54号）第13条第1項に規定する身体障害者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 この事業は、大津市内に居住する重度身体障害者の就労、通学、通院、通所、生業等の用に供するための自動車の改造等に要する経費を助成し、もって重度身体障害者の社会復帰の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(助成対象者)

第3条 この要綱による大津市身体障害者用自動車改造費助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、本人又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年（1月から6月までの間に助成の申請を行う場合にあっては、前々年）の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が改造の助成を行う月の属する年の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者とする。

(1) 次のア又はイのいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者手帳の交付を受けている重度の上肢、下肢又は体幹機能障害を有する者であって、就労等のため自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要があるもの（自動車の運転免許を取得している者又は当該補助事業の完了の日までに運転免許を取得する予定である者に限る。）

イ 下肢機能障害、体幹機能障害又は脳原性移動機能障害における障害の程度が1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている者であって、通学、通院、通所若しくは生業のため自ら又は生計を同一にする者（自動車の運転免許を取得している者に限る。）が所有する自動車に車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着し、及び改造する必要があるもの

(2) 過去5年以内に助成金の交付を受けた者でないこと。ただし、障害の状態の変化その他の特別の理由により自動車の改造等の必要があると市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(助成金の額)

第4条 助成金の限度額は、50,000円とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費は、重度身体障害者が自ら運転する自動車の場合は、操向装置、駆動装置等の改造に要する経費とし、重度身体障害者と生計を同一にする者等がその重度身体障害者の移動介護のために運転する自動車の場合は、車椅子の昇降装置、固定装置等の移動介護用装置を装着し、及び改造（移動介護用特別仕様車の購入を含む。）するために要した経費とする。

(交付申請書等)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書（様式第1号又は様式第2号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付するとともに、運転免許証を提示しなければならない。

(1) 改造を行う業者の見積書（装着及び改造の箇所及び経費を明らかにしたもの）

(2) 自動車の所有者が生計を同一にする者である場合は、自動車検査証の写し

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1号アに該当して助成金の交付の決定を受けた者は、第1項の交付申請書の提出の時点において運転免許を取得していない場合にあっては、第9条第1項の実績報告書の提出の際に、市長にこれを提示しなければならない。

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請棄却（却

下) 決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

(事情変更による取消通知書等)

第8条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定取消通知書(様式第5号)又は大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定変更通知書(様式第6号)により行うものとする。

(実績報告書)

第9条 規則第14条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実績報告書(様式第7号)とする。

2 前項の実績報告書には、業者の自動車改造費請求明細書等の写し及び自動車改造費支払領収書(明細を記したものを含む。)の写しを添付しなければならない。

(確定通知書)

第10条 規則第15条の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金確定通知書(様式第8号)により行うものとする。

(交付請求書)

第11条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付請求書(様式第9号)とする。

(取消通知書)

第12条 規則第19条第4項の規定による通知は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定取消通知書(様式第10号)により行うものとする。

(返還通知書)

第13条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は、大津市身体障害者用自動車改造費助成金返還通知書(様式第11号)により行うものとする。

(身体障害者用自動車改造費助成簿の整理等)

第14条 市長は、助成の状況を明らかにするために、大津市身体障害者用自動車改造費助成事業完了確認調査書(様式第12号)により改造事項等を確認するとともに身体障害者用自動車改造費助成簿を整備するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

2 大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(昭和51年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し、改正後の大津市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱の規定は、平成26年度の助成金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。